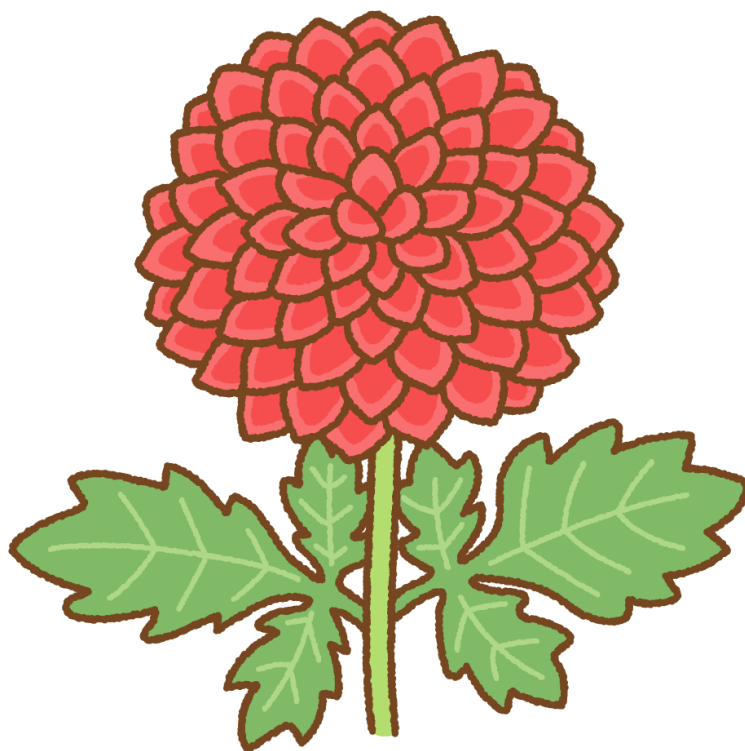


せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

じゅきゅうしゃよう
－ 受給者用 －



たからづかし ふくしじむしょ
宝塚市福祉事務所



令和 6 年 12 月 16 日改訂

もくじ

1. 生活保護とは	1
2. 保護の種類	2
3. 最低生活費とは	4
4. 医療扶助について	8
5. 介護扶助について	11
6. 保護を受ける人の権利	12
7. 保護を受ける人の義務	13
8. 保護費の返還	15
9. 自立に向けた支援について	17
10. 支払いについて	18
11. Q&A	19
12. 保護停止・廃止時の手続きについて	22
13. 生活保護のご相談・お問い合わせ先	24

1. 生活保護とは

わたしの いっしょう あいだ びょうき こうれい
私たちの一生の間には、病気や高齢、けがなど、様々な理由で生活に困ることがあります。

せいかつ ほ ご せたい たい けいざいてきえんじょ おこな こくみん けん り けんこう
生活保護は、こうした世帯に対して経済的援助を行い、国民の権利である健康で文化的な生活を保障する最後のセーフティネットであり、1日でも早く自立して生活できるように援助する制度です。

▶ 生存権の保障

に ほんこくけんぽうだい じょう せいかつ ほ ご ほう い か ほう だい じょう
(日本国憲法第25条・生活保護法(以下「法」という)第1条)

に ほんこくけんぽう だい じょう
日本国憲法(第25条)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

くに せいかつぶめん しゃかいふくし しゃかいほしょうおよ こうしゅうえいせい こうじょうおよ
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

せいかつ ほ ご ほう ほうだい じょう
生活保護法(法第1条)

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

※外国籍の人に対する保護

せいかつ ほ ご ほう さだ こくみん たい ほ ご きじゅん じゅん ひつよう
生活保護法に定められている国民に対する保護の基準に準じて、必要と認め保護を行うことができます。

ゆうこう ざいりゅう とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ ていじ ひつよう
有効な在留カードや特別永住者証明書が提示が必要です。

2. 保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があり、それぞれ生活実態に応じて国が定めた基準の範囲内で支給されます。

原則、事前申請が必要です。

生活扶助 食費、衣服費、水道光熱費など、日常の暮らしに必要な費用

住宅扶助 家賃・地代などの住宅に必要な費用
※共益費や管理費などは対象外

医療扶助 保険診療の範囲内で、病気、けがの治療などに必要な費用

介護扶助 介護保険の給付対象となる介護サービスに必要な費用

教育扶助 学用品、教材費、学級費、通学交通費、校外活動参加費、
学習支援費（例：クラブ活動費（実費））など義務教育に必要な費用

生業扶助 就職のための技能習得費用、高校就学に必要な教材費、
通学交通費、学習支援費（例：クラブ活動費（実費））など

出産扶助 分娩費用など出産に必要な費用

葬祭扶助 葬祭などに必要な費用

通常の生活保護費とは別に、支給の必要があると福祉事務所が認めた場合に限り、国が定めた基準額の範囲内で支給される扶助があります。

一時扶助

例：

- ・被服費：布団、学童服、新生児の寝具、常時失禁者の紙おむつ費用など
※紙おむつ費用の支給は医療機関の証明が必要です。
- ・移送費：転居の際の家具の運搬費用、病院への通院費用
※支給には条件があります。
- ・治療材料費：眼鏡や健康保険の療養費の対象となる治療用装具など
- ・住宅維持費：家屋の修繕費用
- ・入学準備金：小中学校に入学する際にかかる費用
- ・高等学校就学費：高校就学に必要な教材費、通学交通費など
- ・検診料：障害者手帳の申請や、介護施設利用のために必要な診断書などの費用
- ・敷金など：転居が必要になったときの敷金などの費用や、家の賃貸借契約、火災保険の更新費用
- ・家財保管料：家財を自宅以外の場所に保管する必要がある際にかかる費用
- ・家財処分料：家財の処分が必要な際にかかる費用
- ・家具什器費：最低生活費に必要な炊事用具、食器、冷暖房器具などの購入費
※保護の開始時、長期入院後など一定の要件に該当する場合には限ります。
- ・技能習得費：仕事に就くための技能を習得する際の費用
- ・就職支度費：就職のために必要とする衣類、履物など

上記はあくまで一例です。

一時扶助に関する詳しい内容は、福祉事務所にお問い合わせください。

3. 最低生活費とは

食費・光熱費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費などを合わせたものです。最低生活費は、家族の人数、年齢など世帯の状況によって違います。

保護の内容も収入の状況や世帯の状況によって異なります。

※条件によっては母子加算、障害者加算、児童養育加算などがつく場合があります。冬季加算は、11～3月まで全世帯につきます。

▶ 最低生活費と収入の比較について

国が定める世帯の最低生活費と、その世帯のすべての収入を比較します。

最低生活費より収入が不足する場合、不足分を生活保護費などで支給します。

例1：収入がないとき

最低生活費		
生活扶助	住宅扶助	教育扶助など

保護費（支給額）

最低生活費の全額を保護費として支給します。

例2：仕送りや年金などの収入があるが、最低生活費に満たないとき

最低生活費		
生活扶助	住宅扶助	教育扶助など

収入	保護費（支給額）
----	----------

仕送りや年金などの収入は全額を収入として認定します。

最低生活費に満たない不足分を保護費として支給します。

例 3：働 きによる 収 入 があるが、最低生活費に満たないとき

さいていせいかつひ 最低生活費		
せいかつふじょ 生活扶助	じゅうたくふじょ 住 宅 扶 助	きょういくふじょ 教 育 扶 助 など

しゅうにゅう 収 入	ほ ご ひ 保護費（支給額）	こうじょうぶん 控除分
---------------	-------------------	----------------

収 入 が最低生活費を下回った場合、不足分を保護費として支給します。

はたら え しゅうにゅう たい き そ こうじょ さいみまんこうじょ こうじょそうとうぶん
働いて得た 収 入 に対しては、基礎控除・20歳未満控除などにより、控除相当分
せたいぜんたい せいかつひ ふ
世帯全体の生活費が増えます。

例 4： 最低生活費を超える 収 入 があるとき

さいていせいかつひ 最低生活費				
せいかつふじょ 生活扶助	じゅうたくふじょ 住 宅 扶 助	きょういくふじょ 教 育 扶 助	かいごふじょ 介護扶助	いりょうふじょ 医療扶助など

しゅうにゅう 収 入

生活保護は受けることができません。

例 5：医療費や介護費の支払いが困難なとき

さいていせいかつひ 最低生活費				
せいかつふじょ 生活扶助	じゅうたくふじょ 住 宅 扶 助	きょういくふじょ 教 育 扶 助	かいごふじょ 介護扶助	いりょうふじょ 医療扶助など

しゅうにゅう 収 入

いちぶふたんがく 一部負担額

しゅうにゅう げんきん しきゅう がく おお さいていせいかつひ たつ ばあい
収 入 が、現金として支給される額より多いが最低生活費に達していない場合、
いりょうひ かいごひ いちぶ ふたん ひつよう
医療費や介護費の一部を負担する必要があります。

▶ 収入の取扱いについて

収入があれば福祉事務所に速やかに届出が必要です。

お金や品物を問わず、原則、世帯が得たすべてのものが収入となります。

収入があった場合は必ず申告してください。

未申告の場合は、その収入の全額、または一部金額が返還対象となります。

▶ 働きによる収入について

例：毎月の給与などの定期的な収入

賞与などの臨時収入

高校生のアルバイト収入



働くとお手元に残る
お金が増えます！

※ 控除について

働いている人が収入を速やかに届出した場合は、必要経費や次のような各種控除が適用され、働いていない場合より世帯全体の生活費が増えます。

必要経費

交通費、所得税、社会保険料など

基礎控除

収入額に応じて定められた控除額

20歳未満控除

高校生などが働いた場合に適用

！ 高等学校等在学中のアルバイト収入の取扱いについて

就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないことが検討できます。認定をしないための手続きがございますので、事前に必ず福祉事務所へご相談ください。

※ 収入が分かる書類の提出や、就学外の使用をしていないか確認するため、毎月通帳の提出などが必要となります。

例：専門学校、大学などに就学するために必要な額、修学旅行費、学習塾代、就労・就学に伴い転居の必要が見込まれる場合の転居費用など

▶ 働きによらない収入について

例：

ねんきん
・年金

こくみん こうせいねんきん ねんきんせいかつしやし えん きゅうふきん きょうさいねんきん きぎょうねんきん こじんねんきん
国民・厚生年金、年金生活者支援給付金、共済年金、企業年金、個人年金、
おんきゅう
恩給など

- ろうれいこうせいねんきん ろうれい き そ ねんきん ねんきん じゅきゅうしかく ひと
老齢厚生年金、老齢基礎年金など年金の受給資格のある人は、
かなら しんせい ひつよう
必ず申請をする必要があります。

ねんきん げつ かいにゆうきん
年金は2ヶ月に1回入金されます。

いちど つか げつぶん わ つか
一度に使わず2ヶ月分に分けて使ってください。

こうてきてあて
・公的手当

じどうてあて じどうふようてあて とくべつじどうふようてあて しょうびようてあてきん しつぎようてあてきん
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、傷病手当金、失業手当金など

※ 入金が数ヶ月おきのものは、次回の入金まで分けて使ってください。

せいめいほけん かくしゅほけんきん
・生命保険などの各種保険金

にゅういんきゅうふきん かいやくへんれいきん わりもどしきん
入院給付金、解約返戻金、割戻金など

せたい ものいがい えんじょ し おく
・世帯の者以外からの援助や仕送り

こうつうじこ いしやりよう
・交通事故の慰謝料

とち いえ ふどうさんしゅうにゅう ふどうさん どうさん しょうぶん しゅうにゅう
・土地や家などの不動産収入や不動産、動産の処分による収入

じどうしゃ こうか ききんぞくろい しょうぶん しゅうにゅう
・自動車や高価な貴金属類の処分による収入

そうぞくざいさん
・相続財産

● その他臨時的に得た収入 など

- しゅうにゅう しさん ただ しんごく ばあい こ い しゅうにゅう しんごく おこな
収入・資産を正しく申告しない場合や、故意に収入の申告を行わな
かった場合、ばあい ほ ご ふせいじゅきゅう かね へんかんせいきゅう ほうりつ
保護の不正受給とみなされ、お金の返還請求や法律による
しよばつ う
処罰を受けることがあります。

しゅうにゅう しさん すみ とどけで
収入や資産は、速やかに届出をしてください。

4. 医療扶助について

生活保護を受けている人の保険適用内の医療費は、自己負担分を福祉事務所が負担します。

▶ 医療機関・薬局の受診について

医療機関の受診には福祉事務所が発行する「医療券」が必要です。病院に行く連絡を受けたら、福祉事務所から医療機関に「医療券」を送ります。

医療機関から「医療券」を持ってくるように言われたときは、受診する前に福祉事務所にご相談ください。



初めての医療機関に受診するとき

必ず事前に福祉事務所にご連絡ください。連絡せずに医療機関を受診すると、医療費全額（10割相当）が自己負担となる場合があります。

急病など緊急時や夜間・休日などに受診するとき

医療機関の窓口で生活保護を受給していることを伝え、生活保護受給証（時間外・休日等緊急受診証）をご提示ください。
開庁後、福祉事務所に必ずご連絡ください。

継続して通っている医療機関に行くとき

毎月の月初めに福祉事務所にご連絡ください。

入院するとき

事前に福祉事務所にご連絡のうえ、退院後は速やかにご連絡ください。

※1ヶ月以上入院すると、保護費に変更があります。

※6ヶ月以上入院すると、住宅扶助費が支給されなくなる場合があります。

医療機関に行くときの注意事項

▶ 指定の医療機関に行くこと

生活保護法で指定された医療機関（指定医療機関）に受診してください。

指定外の医療機関を受診すると、医療費全額（10割相当）が自己負担となる場合があります。

▶ 近隣の医療機関に行くこと

原則近隣の医療機関を受診してください。

遠方の医療機関への受診は、必要性が認められることが条件となります。

▶ 同じ病状で複数の医療機関は禁止

同じ診療科で同時に複数の医療機関へ受診しないでください。転医や検査などで異なる医療機関を受診するときは、事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

▶ 複数の医療機関で同じ薬の処方禁止

同じ効用の薬を同時に複数の医療機関で処方してもらわないでください。

重複処方を避けるため、医療機関・薬局にお薬手帳を持参してください。

▶ 同じ病気で頻繁な通院の禁止

治療に必要な範囲を超えた過度な通院は認められません。

医師の指示に従ってください。

▶ 治療に関する費用以外は医療扶助不可

治療に関する費用以外（個室ベッド代、入院時の衣服リース代など）は全額自己負担となります。

▶ マイナ保険証について

マイナンバーカードの提示で指定医療機関に受診できるようになります。

医療機関受診時にご提示ください。マイナンバーカードを利用するときも受診連絡は必要です。詳しくはパンフレットをご確認ください。

くすり ▶ お薬について

い し こうはついやくひん
医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合、原則として
こうはついやくひん しょう
後発医薬品を使用してください。後発医薬品の使用に不安がある場合は、医師に
そうだん
ご相談ください。

かくしゅほけん じりつしえんいりようせいど ▶ 各種保険・自立支援医療制度などについて

ほ ご けつてい ・ 保護が決定したあと

せいかつ ほ ご う きかんちゅう こくみんけんこうほけん ひ ほけんしゃしょう しょう
生活保護を受けている期間中は、国民健康保険などの被保険者証は使用でき
なくなるので、ふくしじむしょ たんとうか へんきやく
福祉事務所もしくは担当課に返却してください。

こくみんけんこうほけん
例：国民健康保険

こうきこうれいしゃいりよう
後期高齢者医療

ふくしりようひじよせい こうれいきいこう ぼ し かてい にゅうようじ こ しょうがいしゃ
福祉医療費助成（高齢期移行・母子家庭・乳幼児・子ども・障 碍 者）

じりつしえんいりよう いりようひほじょ しかく じ こ ふたんじょうげんがく へんこう てつづ
! 自立支援医療などの医療費補助の資格は、自己負担上 限 額の変更手続きが
ひつよう
必要です。

たほう た せさく ・ 他法他施策について

いりようひ ほじょ う しかく ひと かなら いりようきかんじゅしんじ
医療費の補助を受けられる資格のある人は、必 ず医療機関受診時に
じゅきゅうしゃしょう ていじ
受給者証を提示してください。

しかく あら しゅとく ひと こうしん ひと ふくしじむしょ れんらく
資格を新たに取得された人、更新された人は福祉事務所に連絡してください。

かいしゃ けんこうほけん ひほけんしゃしょう きょうさいくみあいしんしょう
例：会社などの健康保険の被保険者証、共 済 組 合 員 証

じりつしえんいりよう せいしんつういん いくせいりよう こうせいりよう
自立支援医療（精神通院・育成医療・更生医療）

とくていしかん していなんびょう しょうにまんせい
特定疾患（指定難 病、小児慢性など）

ひばくしゃけんこうてちょう
被爆者健康手帳



せいかつ ほ ご う
生活保護を受けて
ひと りよう
いる人も利用できます

▶ ^{た いりようふじょ}その他医療扶助について

- ・ ^{せじゆつきかん}施術機関（^{せつこついん}接骨院、^{しんきゅうせいこついん}鍼灸整骨院など）へ ^{つういん}通院したいとき
^{じゅうどうせいふく}柔道整復（^{せつこついん}接骨院・^{せいこついん}整骨院）、^{あんま}あんま・^{マッサージ}マッサージ、^{はり}はり・^{きゅう}きゅうについて
は、^{かた}肩こりや^{いろうもくてき}慰労目的は^{みと}認められません。
^{い し どうい}医師の同意や、^{びようじょう}病 状 など^{きゅうふ}給付に^{じょうけん}条 件 があり、^{ぜんがくじ こ ふたん}全額自己負担になる場合も
あります。^{じ ぜん たんとう}事前に^{そうだん}担当ケースワーカーにご相談ください。

- ・ ^{ちりようざいりょうひ}治療材料費（^{めがね}眼鏡、^{ひつよう}コルセットなど）が必要なとき
^{きゅうふ}給付に^{じょうけん}条 件 があるので、^{じ ぜん たんとう}事前に^{そうだん}担当ケースワーカーにご相談ください。

5. ^{かいごふじょ}介護扶助について

▶ ^{さいいじょう}65歳以上の人

^{げんそく}原則として、^{かいごほけん}介護保険に加入し、^{かにゆう}介護保険の^{かいごほけん}給付対 象 となる^{かいご}介護サービスを受
けることができます。

▶ ^{さいいじょう}40歳以上^{さいみまん}65歳未満^{ひと}の人

^{とくていしつぺい}特定疾病における^{にんちしょう}認知症・^{のうけつかんしやうがい}脳血管障 害 など、^{とくてい}特定の^{びようき}病気で^{にちじょうせいかつ}日常生活に^{かいご}介護や
^{しえん}支援などが^{ひつよう}必要な人も^{ひと}介護サービスを受けることができます。

※^{ばあい}いずれの場合も、^{かいご}介護サービスを受けるには^う要支援・^{ようしえん}要介護認定を受ける必要
がありますので、^{たんとう}担当ケースワーカーにご相談ください。

6. 保護を受ける人の権利

▶ 不利益変更の禁止（法第56条）

正当な理由がない限り決定された保護が不利益に変更されることはありません。

▶ 公課禁止・差押禁止（法第57・58条）

保護により支給された金銭・物品には税金が課されること、差し押さえされることはありません。

▶ 審査庁・再審査請求（法第64・66条）

福祉事務所が行った保護の決定（申請却下、変更、停止、廃止など）に不服がある場合は、この決定を知った翌日から起算して3ヶ月以内に兵庫県知事に対して審査請求することができます。

※外国籍の人は、生活保護法の準用による保護の適用についての不服申し立てはできません。

ただし、保護申請に対して行った決定（申請却下）に不服がある場合に関し
ては、上記と同様に兵庫県知事に対して審査請求することができます。

7. 保護を受ける人の義務

▶ 譲渡の禁止（法第59条）

保護を受ける権利は、他人に譲ることはできません。

▶ 生活上の義務（法第60条）

- ・働くことができる人は、能力を活用し収入が得られるよう努めてください。
- ・病気などにより働くことができない人は、通院などにより治療に努めてください。
- ・保護費に含まれる家賃、教育関係の費用、公共料金などを滞納してはいけません。
- ・ギャンブルなどの遊興費で生活を圧迫してしまうなど、浪費やむだづかいのないように計画的に保護費を使ってください。

▶ 連絡・届け出の義務（法第61条）

収入・資産を受け取ったとき、生活状況に変化があったときは、必ず速やかに福祉事務所に連絡・届け出が必要です。

収入

・

資産

- ・臨時収入や新たに収入を得た
- ・給料や年金、手当、仕送りなどの収入が増減した
- ・生命保険の給付金などを受け取った
- ・資産の売却、相続などがあった

せいかつじょうきょう
生活状況
へんか
の変化

- ・就職・退職・転職する
- ・入院・退院・転院する
- ・健康保険証（社会保険）、労災や他の公費負担医療制度が
使えるようになった、または使えなくなった
- ・施設（介護老人保健施設など）に入所・退所した
- ・家族の人数が変わった
- ・転居した
- ・家賃・地代が変わった
- ・やむを得ない事情で長期間留守にする
- ・各種手帳の取得・等級が変わった
- ・子どもが入学・進級・卒業・退学した
- ・交通事故にあった ※自転車事故も含む

！ 働くことができる人は、毎月求職活動報告または収入申告が必要です。

▶ 指導及び指示に従う義務（法第27・62条）

生活の維持・向上のため、福祉事務所が必要最少限度の指導・指示を行うことが
あります。指導・指示に従わない場合は、生活保護の変更・停止・廃止をす
る場合があります。

▶ 報告の請求および立入調査（法第28条）

生活状況などを確認するための調査として、担当ケースワーカーが定期的に
家庭訪問をします。生活や健康、仕事の状況などを確認したり、ご相談に対し
て必要な支援や助言を行います。

8. 保護費の返還

世帯の収入や世帯員の状況に変化（減るなど）があった場合、速やかに届出しなければなりません。届出が遅れた場合や、届出せず不正な手段を使って生活保護を受けた場合、支給された保護費（医療費などを含む）を返還する必要があります。

福祉事務所では、ケースワーカーによる訪問調査以外にも、課税調査や市民からの情報提供などをもとに必要な調査を行っています。

申告義務をはじめとした保護受給中のルールを守り、分からないことがあれば担当ケースワーカーまで相談してください。

▶ 収入や生活状況に変化があった

以下のような場合、遡って保護費の減額を決定することがあります。

この場合、後日支給し過ぎた保護費を返還してもらうことや、翌月以降の保護費で調整することがあります。

例：世帯員の収入が増えた

世帯人数が減った

入院期間が1ヶ月以上となった

▶ 保護受給後に資産を活用した（法第63条）

急迫時は、年金・各種手当・生命保険・不動産などの資産があってもすぐに活用することが難しい場合には、保護を受けることができます。

この場合、年金などの資産が活用可能となった段階で、それまでに支給した保護費を限度として、原則全額返還する必要があります。

活用することが可能と分かり次第、速やかに届出をしてください。

なお、届出せず資産などを処分し収入を得ていた場合、不正受給とみなされます。

例：差し迫った事情により、本来資力がありながら保護を受けた

収入申告書の提出が遅れ、保護費に過払いが生じた

資産（不動産・自動車など）を売却し、売却益があった

交通事故の慰謝料が入った

年金が遡って認定され、遡及分を受給した

その他の事情により保護費に過払いが生じた

生命保険の解約返戻金が入金された など

▶ 不正に保護を受けた（法第78・85条）

福祉事務所の調査で判明する不正受給の多くは、本人や世帯員の就労収入・年金収入などを適正に申告せずに保護を受け、不正に保護費を受け取ったものです。

こうした不正受給行為は、各種調査などを実施した後、不正に受給した保護費を全額返還しなければなりません。

悪質な事案は保護費の全額返還だけではなく、返還額の上乗せが行われることや、警察と連携し刑事事件として告訴する場合があります。

9. 自立に向けた支援について

生活保護世帯の自立支援に向けて、次のような取り組みを行っています。

就労支援プログラム

- ・就労相談員による支援
仕事探しの相談やお手伝いを、専門の相談員が行います。
- ・就労準備支援事業
就職前の準備として生活リズムを整えたり、コミュニケーション支援を行います。
- ・ワークサポート宝塚（ハローワーク西宮サテライト）
求人相談ができます。

その他

- ・就労自立給付金
安定した職業に就いたなどにより、保護を必要としなくなったとき、支給できる場合があります。
- ・進学準備給付金
保護世帯の子どもが大学や専門学校などへ進学した際に、新生活立ち上げのための費用として支給できる場合があります。

10. ^{しはら}支払いについて

▶ ^{しきゅう び}支給日について

^{しきゅう び}支給日・・・^{まいつき}毎月 **5** ^か日

^か5日^どが^{にち}土・日・^{しゅくじつ}祝^{へいちよう}日などの^{とき}閉^{へいちよう び}庁^{ぜんじつ}日の^{しきゅう び}前^{しきゅう び}日^{しきゅう び}が^{しきゅう び}支^{しきゅう び}給^{しきゅう び}日^{しきゅう び}となります。

^{げんそく}原則、^{こうざふりこみ}口座^{こうざふりこみ}振^{こうざふりこみ}込^{こうざふりこみ}み^{こうざふりこみ}となります。

^{ていれいしきゅう び}定^{ていれいしきゅう び}例^{ていれいしきゅう び}支^{ていれいしきゅう び}給^{ていれいしきゅう び}日^{ていれいしきゅう び}の^{ていれいしきゅう び}ほ^{ていれいしきゅう び}か^{ていれいしきゅう び}に^{ていれいしきゅう び}追^{ていれいしきゅう び}加^{ていれいしきゅう び}支^{ていれいしきゅう び}給^{ていれいしきゅう び}日^{ていれいしきゅう び}が^{ていれいしきゅう び}あ^{ていれいしきゅう び}り^{ていれいしきゅう び}ま^{ていれいしきゅう び}す。

^{げんきんばら}現^{げんきんばら}金^{げんきんばら}払^{げんきんばら}い^{げんきんばら}の^{げんきんばら}場^{げんきんばら}合^{げんきんばら}：

^{しきゅう び}支^{しきゅう び}給^{しきゅう び}日^{しきゅう び}の^{しきゅう び}午^{しきゅう び}前^{しきゅう び} ^{ごぜん}10^{じいこう}時^{せいかつえんごか}以^{まどぐち}降^{らいちよう}に、^{せい}生^{かい}活^ご援^か護^か課^かの^か窓^か口^かに^か来^か庁^かし^かて^かく^かだ^かさ^かい。

^{こうざばら}口^{こうざばら}座^{こうざばら}払^{こうざばら}い^{こうざばら}の^{こうざばら}場^{こうざばら}合^{こうざばら}：

^{しきゅう び}支^{しきゅう び}給^{しきゅう び}日^{しきゅう び}に^{しきゅう び}指^{しきゅう び}定^{しきゅう び}口^{しきゅう び}座^{しきゅう び}に^{しきゅう び}振^{しきゅう び}り^{しきゅう び}込^{しきゅう び}ま^{しきゅう び}れ^{しきゅう び}ま^{しきゅう び}す。

^{ふりこみじかん}※^{きんゆうきかん}振^{きんゆうきかん}込^{きんゆうきかん}時^{きんゆうきかん}間^{きんゆうきかん}は^{きんゆうきかん}金^{きんゆうきかん}融^{きんゆうきかん}機^{きんゆうきかん}関^{きんゆうきかん}に^{きんゆうきかん}よ^{きんゆうきかん}っ^{きんゆうきかん}て^{きんゆうきかん}異^{きんゆうきかん}な^{きんゆうきかん}り^{きんゆうきかん}ま^{きんゆうきかん}す。

11. Q&A

Q.自動車やバイクがあっても生活保護を受けられますか？

A.原則として売却などにより処分して生活費に充てる必要があります。

また他人名義の自動車やバイクであっても、運転は原則禁じられています。

ただし、就労収入を得るためにやむを得ず仕事で使用する場合、障害者の通院などに必要な場合などには、保有が認められることがあります。

※125cc以下のバイクは、条件によっては認められる場合があります。

Q.持ち家があっても、生活保護を受けられますか？

A.原則として売却し、売却金を最低生活の維持に活用していただきます。

ただし、実際に居住しており、処分価値が低い場合などには、保有が認められることがあります。また、持ち家がリバースモーゲージの対象となる場合、保護受給後に申請の手続きを行っていただくことになります。

Q.家族の中で自分だけ生活保護を受けられますか？

A.生活保護は世帯単位で保護が必要かどうかを判断することになります。

実際に居住している世帯全員の状況によって、保護の適用を決定することになりますので、**同居の家族がいる場合に、基本的には一人だけ生活保護を受けることはできません。**

Q.生命保険を契約したまま生活保護を受けられますか？

A.解約返戻金がある生命保険は活用すべき資産の一部とみなされるため、原則は解約していただくことになります。

ただし、保有が認められる場合もあるため、担当ケースワーカーへ相談してください（学資保険は別の取り扱いがあります）。

Q. 借金があっても生活保護は受けられますか？

A. 保護申請時に借金があることで生活保護が受けられないことはありません。

ただし、生活保護費は最低限度の生活を保障するものであり、借金の返済に充てるものではありません。保護を受給する前の借金や個人的な貸し借りによって生じた債務が消えるわけではないため、法テラスなどへ相談し、負債整理をするようにしましょう。

また、原則、生活保護を受けているときに借金をしてはいけません。

知人や親族、ローン会社などからの借入れなどの借金は収入として認定するため、借入金の分を差し引いて保護費を支給することになります。

Q. 生活保護受給者の宝塚市内の家賃の上限額っていくらですか？

A. 単身世帯：40,000円、2人世帯：48,000円、3～5人世帯：52,000円、6人世帯：56,000円、7人世帯以上：62,000円です。

この金額を超える賃貸住宅に居住している場合は「高額家賃」とみなされ、転居指導の対象となる場合があります。

Q. 生活保護を受けているときに、家具家電の買い替え費用は支給できますか？

A. 生活保護を申請後、担当ケースワーカーが自宅へ実地調査に行きます。

その際に、エアコンや冷蔵庫などの家具家電が無いまたは壊れている状態であれば、「家具什器費」として支給ができます（支給上限額があります）。

ただし、保護を受けている途中で家具家電が壊れた場合は、支給できません。

その際は、担当ケースワーカーへ相談してください。

あら しごと はじ しゅうにゅう え ば あい
Q.新たに仕事を始め、収入を得た場合はどうしたらいいですか？

しごと はじ ば あい しごと しょうさい ほうこく
A.仕事を始めた場合は、まず仕事についての詳細を報告してください。

はたら え しゅうにゅう まいつきふくしじむしょ しんこく おこな ひつよう
働いて得た収入は、毎月福祉事務所へ申告を行う必要があります。

さいていせいいかつひ しゅうにゅう さ ひ きんがく ほ ご ひ しきゅう
最低生活費から収入を差し引いた金額を保護費として支給します。

てきせい しんこく おこな しゅうにゅう いっていがく きんがく こうじょ
なお、適正に申告を行うことで、収入から一定額の金額が控除されます。

にゅういん ば あい
Q.入院することになった場合はどうしたらいいですか？

じぜん にゅういんぴ にゅういんきかん いりようきかん たんどう ほうこく
A.事前に入院日、入院期間、医療機関を担当ケースワーカーへ報告してください。

げつじょうにゅういん ほ ご ひ へんこう
1ヶ月以上入院すると、保護費に変更があります。

げつじょうにゅういん じゅうたくふじょひ しきゅう ば あい
6ヶ月以上入院すると、住宅扶助費が支給されなくなる場合があります。

ふせいじゅきゅう ば あい
Q.不正受給とはどのような場合ですか？

せいかつ ほ ご う あいだ せたい しゅうにゅう せたいいん じょうきょう へんか
A.生活保護を受けている間は、世帯の収入や世帯員の状況の変化があったときは、福祉事務所に速やかに正しく届け出る義務があります。

ただ とど で た ふせい しゅだん つか ほ ご ひ う と
これを正しく届け出せずに、その他不正な手段を使って、保護費を受け取ることを「不正受給」といいます。

ふせいじゅきゅう おこな じゅきゅう ほ ご ひ ふくしじむしょ へんかん
不正受給を行ったときは、受給した保護費を福祉事務所へ返還しなければ

ふせいじゅきゅう たい けいさつ こくそ こくはつ
いけません。不正受給に対しては警察へ告訴・告発することもあります。

12. 保護停止・廃止時の手続きについて

▶ 保護の停止・廃止となる場合について

生活保護制度では、経済的に自立することで生活保護を必要としなくなる場合だけでなく、義務を果たさない場合にも「停止」または「廃止」となることがあります。

▶ 生活保護を必要としなくなる場合

例：

- ・世帯収入が増え、最低生活費を上回った
- ・施設入所や世帯員の減少などにより、最低生活費が下がり、世帯の収入が最低生活費を上回った
- ・保護を受給している人が親族などに引き取られた
- ・保護を受給している人が死亡した

▶ 生活保護法に定められた義務などに理由なく違反した場合

例：

- ・訪問調査を拒んだ
- ・福祉事務所の求めた報告を拒む、虚偽の報告を行った
- ・検診命令を拒んだ
- ・保護の目的達成に必要な指導や指示に従わない
- ・福祉事務所に届出なく転出または失踪した

▶ 暴力団に対する生活保護の適用について

暴力団員に生活保護は適用されません。

暴力団員であることを申告せずに保護を受けると、既に支給した保護費を返還したうえで、刑事告発される場合があります。

保護を停止・廃止になった場合は、下記の手続きを行ってください。

速やかに手続きが行われない場合、制度によっては利用できなくなることや、
手続き後しか適用されない制度もあります。忘れずに手続きを行ってください。

	てつづ 手続き	まどぐち 窓口
いりよう 医療		
こくみんけんこうほけん 国民健康保険	こくみんけんこうほけん かにゆう 国民健康保険への加入 (しゃかいほけんかにゆうしゃ ふよう 社会保険加入者は不要)	こくみんけんこうほけん か 国民健康保険課
こうきこうれいしゃ 後期高齢者	こうきこうれいしゃいりようせいど しかく りようようひきゅうふ 後期高齢者医療制度の資格、療養費給付に	いりようじよせいか 医療助成課
いりようせいど 医療制度	かん 関すること	
ふくしいりようせいど 福祉医療制度	ふくしいりようせいど かん 福祉医療制度に関すること	ひょうごけんたからづか 兵庫県宝塚 けんこうふくしじむしょ 健康福祉事務所 (ほけんじよ 保健所) ちいきほけんか 地域保健課
していなびよう 指定難病	とくていりりようひ していなびよう へんこう しょとくくぶん 特定医療費(指定難病)の変更(所得区分)	
いりようひよせいせいど 医療費助成制度	しんせい 申請	
しょうにまんせい 小児慢性	しょうにまんせいとくていしつべいりりよう へんこう しょとくくぶん 小児慢性特定疾病医療の変更(所得区分)	ちいきほけんか 地域保健課
とくていしつべいりりよう 特定疾病医療	しんせい 申請	
ねんきん 年金	こくみんねんきんほけんりよう へんこうしんせい しんせいめんじよ 国民年金保険料の変更申請(申請免除) がいとう ばあい ※該当しない場合があります	まどぐち か 窓口サービス課 ねんきんたんとう (年金担当)
かいご 介護	かいごほけんひほけんしゃしょう こうふ 介護保険被保険者証の交付 さいいじよう さいみまん (40歳以上65歳未満のみ)	かいごほけんか 介護保険課 しかくたんとう (資格担当)
しょうがい ひと 障 碍のある人	じりつしえんいりよう せいしんつういん いくせいりりよう こうせい 自立支援医療(精神通院・育成医療・更生 いりよう こうしん へんこう しょとくくぶん しんせい 医療)の更新・変更(所得区分)申請	しょうがいふくしか 障 碍福祉課
しえいじゅうたく 市営住宅に	やちん げんめんしんせい 家賃の減免申請	しえいじゅうたくかんり 市営住宅管理 センター
す ひと お住まいの人	がいとう ばあい ※該当しない場合があります	
けんえいじゅうたく 県営住宅に	やちん げんめんしんせい 家賃の減免申請	はんしんきたかんり 阪神北管理 センター
す ひと お住まいの人	がいとう ばあい ※該当しない場合があります	
た その他	せいかつ ほ ごじゅきゅうしょう じかんがい きゅうじつとうきんきゅう 生活保護受給証(時間外・休日等緊急 じゅしんしょう へんかん 受診証)の返還	せいかつえんごか 生活援護課

※詳しくは上記窓口へお問い合わせください。

13. 生活保護のご相談・お問い合わせ先

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市福祉事務所（宝塚市生活援護課）

電話番号：（直通）0797-77-2079

0797-77-2223

0797-77-0652

0797-77-7064

（代表）0797-71-1141

あなたの担当ケースワーカー（名前）

※生活保護が開始・停止・廃止となった場合や、生活保護受給中に転居した場合、お住まいの地区の民生委員・児童委員にその旨の通知をします。